

平成26年2月20日

平成25年（行ウ）第6号 公務談合損失補填請求事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市長 首藤 正治

宮崎地方裁判所民事第1部合議係

原告 岩崎 信

証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
1	住民監査請求について	平成25年 9月5日	原告が本件訴訟に係る監査請求をしたこと。監査委員が監査義務を果たさず、却下したこと。	延岡市 監査委員	原
2	予算の執行について (図書館電算システム 更新委託業務)	平成16年 11月12日	契約締結の起案責任者は図書館長であり、決裁者は市長であること。	延岡市	写
3	随意契約理由書	平成23年 2月17日	違法な随意契約であること。随意契約の理由に正当性がなく、三者以上の者に見積もりを取らない理由に正当性がない	延岡市	写
4	支出負担行為書	平成23年 4月1日	支出負担行為の決裁者は図書館長であること。平成23年7月27日までに、違法随意契約に伴う支出が完了したこと。	延岡市	写
5	住民監査請求について	平成25年 12月26日	原告が本件訴訟に係る監査請求をしたこと。監査委員が監査義務を果たさず、却下したこと。	延岡市 監査委員	原
6	国と地方公共団体の予算執行職員等の賠償責任の比較	平成25年 3月	地方自治法236条により、地方公共団体の予算執行職員等の賠償責任の时效は5年であること。1年以下に制限する合理的な理由はないこと。 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000219863.pdf)	総務省	写